

直接搬入手数料の額の決定経緯等について

1 新ごみ減量制度策定過程における直接搬入手数料の額の決定経緯

事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方について（平成 18 年中間とりまとめより抜粋）

● ごみ処理手数料の水準について

【合併市町村における直接搬入ごみ手数料の水準（新ごみ減量制度前）】

区分	新潟広域	新津地区	白根広域	豊栄地区	巻広域	
直接搬入ごみ	事業系	10kg までごとに 120 円	[指定袋] 特大 (60 ℓ) 140 円/枚 大 (50 ℓ) 120 円/枚 [従量制] 10kg までごとに 150 円	[指定袋] 大 (60 ℓ) 136.5 円/枚 中 (30 ℓ) 84 円/枚 [従量制] 10kg までごとに 136.5 円	可燃 700 円 粗大 1,400 円 埋立 600 円 ※いずれも 100kg あたりの額	~30kg 無料 30kg~100kg 110 円 100kg~300kg 320 円 300kg~500kg 530 円 500kg~1t 1,050 円 以降 500kg 毎 530 円
	家庭系	10kg までごとに 120 円	10kg までごとに 50 円	[指定袋] 収集ごみと同額 (可燃中 (30 ℓ) 31.5 円等) [従量制] 10kg までごとに 63 円	可燃 400 円 粗大 600 円 埋立 600 円 ※いずれも 100kg あたりの額	~1t 無料 1t~1.5t 1,050 円 以降 500kg 毎 530 円

● 料金設定の考え方

①事業系ごみ

○処理原価相当で設定

(ア) 事業系ごみの約 7 割が新潟広域で処理されていることから、当該地域の処理原価を基に設定

(イ) 事業系ごみのうち破碎処理される量は、約 1 割と少量であることから、焼却及び埋立処理原価に基づき設定

②家庭系ごみ

○市民が直接、家庭系ごみを搬入する場合の手数料は、事業系ごみの 1/2 で設定

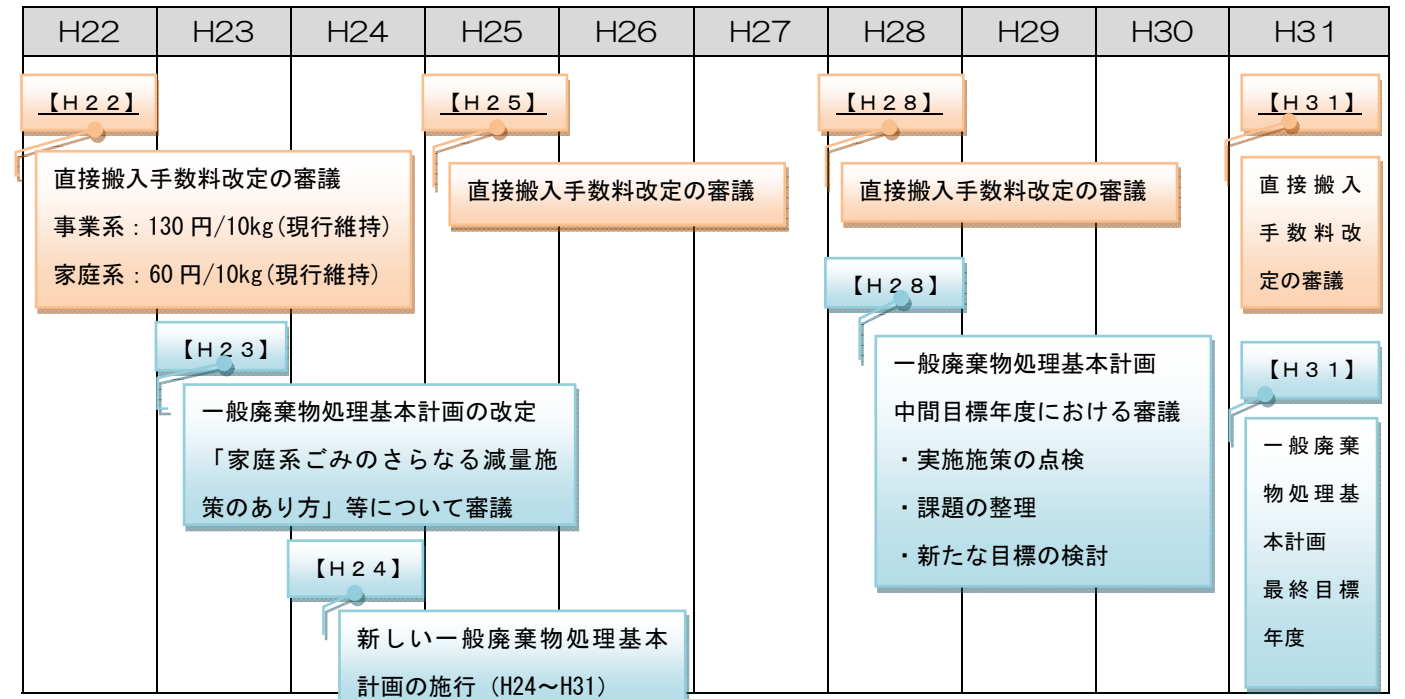
(ア) 新潟広域を除く合併地区の状況を考慮

(イ) 家庭系有料指定袋の手数料水準を考慮

● 平成 20 年 6 月からの直接搬入ごみの手数料の額

事業系	家庭系
130円/10kg	60円/10kg

2 直接搬入手数料及び基本計画の審議過程と今後のスケジュール



3 家庭系直接搬入ごみの増加の理由

平成 24 年 4 月から、これまで直接搬入できるごみ処理施設が居住地域により制限されていたものが、市民の利便性向上を図るため制限を撤廃し、この旨平成 24 年 3 月の各区だよりに掲載し周知を図った。

この周知により、これまで直接搬入によるごみの持ち込みを行っていなかった市民が、新たに直接搬入をするようになったと考えられる。（第 1 回清掃審議会資料 8-4 参照）

【搬入地区の制限】

施設名	持ち込める地区（～H24.3）	持ち込める地区（H24.4～）
新田清掃センター	北区（豊栄地区を除く）、東区、中央区、江南区（亀田地区、横越地区は燃やさないごみに限る）、西区（四ツ郷屋地区を除く）	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区（四ツ郷屋地区を除く）、西蒲区（中之口地区に限る）
亀田清掃センター	北区（豊栄地区を除く）、東区、中央区、江南区、西区（四ツ郷屋地区を除く） ※燃やさないごみを除く	
新津クリーンセンター	秋葉区（小須戸地区を除く）	
白根グリーンタワー	秋葉区（小須戸地区に限る）、南区、西蒲区（中之口地区に限る）	
鑑潟クリーンセンター	西区（四ツ郷屋地区に限る）、西蒲区（中之口地区を除く）	
豊栄環境センター	北区（事業系ごみは豊栄地区に限る）	西区（四ツ郷屋地区に限る）、西蒲区（中之口地区を除く） 北区（事業系ごみは豊栄地区に限る）